

## 上院議員選挙における選挙人、投票方法の適用基準、及び、立候補手続等に関する選挙法典の改正——上院議員選挙に関する2013年8月2日の法律第702号

### 1 本法の位置づけ

フランスの上院議員選挙は県を選挙区とした間接選挙であり、2011年以降は3年毎に半数を改選している。投票方法は、選挙区の議席数に応じて多数代表2回投票制と最高平均方式による拘束名簿式比例代表投票制とを使い分けている。2012年の社会党による政権交代を受けた統治機構改革は、上院議員選挙改革をも対象としており、本法はその一環である。すなわち、政権交代後にジョスパン元首相を委員長として発足した「公職制度に関する刷新・倫理委員会 (Commission de rénovation et de déontologie de la vie publique (CRDVP))」(ジョスパン委員会)は、同年11月9日提出の報告書の中で、人口比例原則やパリテ原理等に基づく改革を提言しており(42頁以下)、本法はその延長線にある。当初の内閣提出法案は、補充選挙人の配分基準(7条に相当)、投票方法の適用基準(12、13条に相当)、及び、一部の海外自治体における特則の適用(15条に相当)に関する条文を定めており、残りは内容面では全て上院の第一読会で追加修正された。

### 2 選挙人

まず、本法は、選挙人団の構成の基本原則として、各地方自治体の人口を考慮しつつ多様な地方自治体の代表を保障するとしている(1条)。これは、選挙権の平等原則(人権宣言6条、憲法3条)に基づく人口比例原則と上院の地方代表性(憲法24条)という相反する要素を考慮した上で、人口3万人を超える場合に1000人毎に1人の補充選挙人を市町村に配分するという基準を300人毎に1人とした法律を違憲とした憲法院判決(Décision n° 2000-431 DC du 6 juil. 2000 (以下、2000年判決))の判示事項(Cons. 5)に由来している。次に、この宣言を受け、小規模市町村の過剰

代表（市町村の有している選挙人の3分の2以上が、全人口の半数にしかあたらぬ1万人以下の市町村を代表しており、10万人以上の市町村は500人以下の市町村の2倍の人口を有しているにも拘らず、その半数の選挙人しか有していない）を改善するために、3万人を超える場合に1000人毎に1人の補充選挙人を配分するという基準を800人毎に1人としている（7条）。この点で本法は、2000年判決における法律と同じく補充選挙人の配分基準を緩和しているが、憲法院の事前審査には付託されず、違憲審査を受ける重要な機会を逸してしまった。

続いて、本法は新たに上院議員を選挙人団に加えている（2, 3, 5, 6条）。すなわち、従前の選挙人団は、下院議員、地域圏議会議員、コルシカ議会議員、ギアナ議会議員、マルティニーク議会議員、県議会議員、及び、市町村議会議員であったが、本改正の目的は、①地方代表である上院議員が、全国民の代表である下院議員ですら選挙人であるにも拘らず選挙人ではないことと上院の地方代表性との齟齬を解消すること、及び、②地方議会議員を兼職している上院議員とそうでない上院議員との間での不平等を改善することである。ただし、前記ジョスパン委員会報告書は、下院議員が選挙人であること自体が上院の地方代表性に反しているとしている（44頁）が、本法は引き続き下院議員も選挙人であるとしており、その批判に依っていない。

他には、パリテ原理の観点から、女性選挙人の数を増やし、ひいては間接的に女性上院議員の数を増やすために、1000人以上の市町村の議会、並びに、パリ、リヨン、及び、マルセイユの議会での選挙人と補欠選挙人の拘束名簿式比例代表選挙の際に、名簿に候補者を男女交互に記載するとしている（4条）。また、1971年7月16日法律第71-588号が創設した合併市町村（commune fusionnée）における合併参加市町村（commune associée）は合併していなければ有しているはずの人数の選挙人を保障されているが、そこからの移行が期待されているより緩やかな市町村合併の制度である2010年12月16日法律第2010-1563号21条が定めている新市町村（commune nouvelle）における受任市町村（commune déléguée）はこれを保障されていなかったため、後者にもこれを保障している（9条）。合併市町村の議会は、従来はこうした合併参加市町村の選挙人を当該合併参加市町村にあたる選挙区の議員からも、当該選挙区の有権者からも自由に選任できたが、本法では、合併市町村（新市町村）の議会は、まず合併参加市町村（受任市町村）にあたる選挙区の議員から選挙人を選任し、不足するときには当該選挙区の有権者から選任するとしている（8条）。

3 投票方法の適用基準、立候補手続、及び、一部の海外自治体への選挙法典の適用  
投票方法の適用基準につき、従来は、1-3人区では多数代表2回投票制、4人区以上では拘束名簿式比例代表投票制であった。後者は既に、名簿の順位を男女交互にするとしており（選挙法典L300条）、このような配慮のない前者に比べてパリテ原

理に適合しているため、本法は後者の適用範囲を3人区以上に拡大するとしている(12, 13条)。

立候補手続については、まず、多数代表2回投票制の選挙区においては、午前中の第1回投票で当選するには投票数の絶対多数か、登録選挙人数の4分の1を獲得する必要がある一方で、同日午後の第2回投票では相対多数で当選でき、同数のときは年長者が当選するところ(選挙法典L294条)、第1回投票に立候補せずに第2回投票から立候補する者がいることから、本法ではこれを禁止している(11条)。続いて、選挙運動期間の拡大を目的として、立候補届の提出日を、投票日から遡って2番目の金曜日までから3番目の金曜日までにしている(14条)。また、多数代表投票制の選挙区で立候補する際には、当選後における兼職禁止職への就任や死去等に備えた補欠候補者を立候補届に記載しなければならないところ、パリテ原理の観点から、これと候補者とを異なる性別にすることとしている(10条)。

最後に、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、及び、ワリス・エ・フトゥナにおける上院議員選挙への選挙法典の規定の適用に関する特則が本法にも及ぶとしている(15条)。

#### 4 2014年9月28日の上院議員選挙における本法の影響

ジョスバン首相が上院を「民主政における異常な存在」とし(Le Monde, 21 avril 1998)、2000年判決の対象となった法律へとつながる内閣提出法案の提出を主導したことや、その一方で右派議員がその法律を憲法院に付託したこと等から看取できる通り、伝統的に人口比例性の促進は左派に、地方代表性の促進は右派に有利だと考えられてきた。しかし、今回の選挙では本法により人口比例性が促進されたにも拘わらず、社会党の政権運営に対する批判を受けて右派政党が過半数の議席を奪い返した。このことに加え、前回の2011年選挙では左派政党が勝利したことと、本法では右派議員が2000年判決とは異なり憲法院に付託しなかったことを考慮すると、実際には人口比例性の促進が選挙結果と結びつかなくなってきており、この点に関する右派政党の態度が軟化してきていると評価できる。

また、本選挙では上院議員内の女性議員の割合が2014年9月26日時点の23.3%(80/344人)から25%(87/344議席)に増加した。ただし、新しく比例代表投票制を用いた3人区選出の女性議員は3人区選出議員の19.6%(10/51人)であり、多数代表投票制であった前回2011年選挙3人区の20.8%(5/24人)を下回っている。

なお、本選挙では、それまで上院に議席のなかった極右政党である国民戦線が新たに2議席を獲得したことが注目されているが、これらはどちらも4人区以上での議席であり、本法が、より少数派に有利な投票方法である比例代表投票制の適用範囲を4人区以上から3人区以上に拡大したことは関係していない。

## 【参考文献】

L. Touvet et Y.- M. Doublet, *Droit des élections*, Economica, 2<sup>e</sup> éd., 2014, pp. 449-455 et pp. 465-467; M. Verpeaux, Le Sénat, les communes et les femmes, *JCP.A*, n° 47, 2013, p. 2329 et s.; CRDVP, *Pour un renouveau démocratique: Rapp. de CRDVP*, D.F., 2012, pp. 3-6 et pp. 42-51; S., *Rapp. de P. Kaltenbach*, n° 538 (S. O. de 2012-2013); A. N., *Rapp. de B. Roman*, n° 1232 (14<sup>e</sup> Législature).

(京都大学博士後期課程 奥 忠憲)